

所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

所沢市議会委員会条例（平成3年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（傍聴の取扱）

第19条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。